

宇部市多胎児育児支援事業受託者募集要項

1 募集の概要

本業務は、市の「妊婦応援都市宣言」に基づき、多胎妊婦や多胎児を育てている親子及びその家族の心身の負担軽減を図ることで、家庭や地域での孤立感を解消し、子育てを応援するまちづくりを推進することを目指す。

具体的には、妊娠中には、出産後の生活についてイメージができるような情報提供や、多胎児ならではの悩みを抱える親同士の交流や多胎育児経験者の相談支援等を実施する。

これらを踏まえ、多胎児支援事業の実施及び運営に関する業務の受託者を募集する。

2 業務の概要

(1) 宇部市多胎児育児支援事業業務委託仕様書のとおり

(2) 実施期間

業務締結日から令和4年3月31日

ただし、契約期間満了後、特に問題がなければ、3年を限度に、契約を更新することができる。

3 業務に関する費用

(1) 年間 1,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

ただし、この額は、本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

(2) 委託料に含まれる経費

(ア)人件費、(イ)報償費(講演会等イベントの謝礼等)、(ウ)旅費(スタッフの研修会参加費等)

(エ)需用費(印刷製本費、消耗品費等)(オ)役務費(保険料等)(カ)使用料(使用料等)、(キ)備品購入費 (ク)負担金(協議会負担金等)(ケ)その他事業の実施・運営に関する費用

4 参加資格要件

次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、参加資格を有するものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(2) 本市における競争入札の参加を制限されない者であること。

(3) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

(4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

(5) 本市における子育て支援の活動実績を有すること。

5 スケジュール

(1) 公募開始日	令和3年5月14日(金)
(2) 質問書の提出期限	令和3年5月21日(金)
(3) 質問への回答期限	令和3年5月28日(金)
(4) 参加申込書等の提出期限	令和3年6月4日(金)
(5) 審査委員会の開催	令和3年6月中旬予定

(6) 候補者の選定

令和3年6月下旬予定

(7) 契約締結

令和3年7月下旬予定

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

(ア) 宇部市多胎児育児支援事業受託申請書(様式1)

(イ) 申立書(様式2)

(ウ) 宇部市多胎児育児支援事業提案書(様式3)

(エ) 収支予算書(令和3年度分)(様式4)

(2) 提出部数

正本1部 副本5部(複写可)

(3) 提出期限

令和3年6月4日(金)17時15分

(4) 提出方法

持参又は郵便により提出のこと。(郵送の場合は期限内必着のこと。)

・提出場所:「9 問い合わせ先」に同じ

※持参の場合は、8時30分から17時15分まで

(ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。)

7 質問の受付及び回答

本業務・選定に関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和3年5月21日(金)

(2) 提出方法

質問票(様式5)により、電子メールで提出すること。

(3) 提出先

宇部市こども・若者応援課

アドレス ubehapi@city.ube.yamaguchi.jp

(4) 回答期日

令和3年5月28日(金)までに、集約した回答を本市のウェブサイトで公表するものとする。

なお、質問への回答は、この要項と一体のものとして、要項の内容と同等の効力を有するものとする。

8 審査及び受託候補者の選定について

受託候補者は、宇部市多胎児育児支援事業委託に係る公募型プロポーサル審査委員会(以下「審査委員会」という)による審査で選定するものとする。

ただし、参加資格を満たすと判断された応募者が6者以上あった場合は、提出された企画提案書等による一次審査(書類審査)を実施し、参加事業者を限定したうえで、二次審査(プレゼンテーション)を実施する。

(1) 第二次審査予定日

令和3年6月中旬(予定) ※時間未定

(2) 実施場所

審査はオンラインで実施する。

(3) 審査方法

ア 企画提案書、見積り金額及びプレゼンテーションについて、総合的に審査を実施する。

なお、参加申し込みが1者の場合であっても審査を実施する。

参加事業者はリモートにより、提出資料を用いてプレゼンテーションを行い、審査員との質疑応答を行う。

所要時間		
・準備	5分	
・プレゼンテーション	20分	
・質疑応答	10分	計 35分

イ 別表評価基準に基づき各審査員の評価点を合計し、総合点の6割以上となった企画提案書の中から、総合得点の最も高い提案をした者を受託候補者、次点者を次点候補者に選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果及び受託候補者の選定については、参加事業者に書面で通知するとともに、市ウェブサイトに掲載する。

9 失格事項

参加事業者がいずれかに該当する場合は、当該事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなかった場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 二次審査に参加しなかった場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

10 その他留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び企画提案書等提出に係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (3) プロポーザルに係る全ての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等については、受託候補者の選定のために使用するものとするが、公開請求があった場合は、宇部市情報公開条例に基づき公開するものとする。
- (5) 応募受付後に参加を辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。
- (6) 本募集に係る契約については、令和3年3月市議会における予算の議決が前提であり、変更することがある。

9 事務局(問い合わせ先)

宇部市役所 こども・若者応援部 こども・若者応援課

〒755-0033 宇部市琴芝町二丁目4番25号 多世代ふれあいセンター1階

電話:0836-31-1732 FAX:0836-21-6020

Eメール:ubehapi@city.ube.yamaguchi.jp

(別表)

宇部市多胎児育児支援事業受託にかかる
公募型プロポーザル 評価基準

(総合点 50点)

評価項目	評価基準	配点
I 事業の目的を最大限に達成できるものであること	i 事業の目的を十分理解した内容となっているか。	10
	ii 利用者の公平な利用とニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等が講じられているか。	10
II 個人情報の適切な保護が図られていること	iii 個人情報の適正な保護のための具体的な方策が講じられているか。	5
III 指導員の資質向上が図られること	iv 人材育成(研修)の方策等は妥当なものとなっているか。	5
IV 危機管理体制	v 参加者の安全管理、事故防止対策等のための適切な方策が講じられているか。	5
V 事業経費	vi 適正な事業内容に見合った経費の見積もりとなっているか。	5
VI 事業遂行能力	vii 団体の状況及び過去の活動実績等からみて、確実に事業を遂行できる能力を有しているか。	10

※審査員ごとの評価点の合計が、総合点の6割以上を得た者の中で最高得点を受託候補者として決定する。